プロジェクト	IFRS 適用課題対応
項目	【審議事項】IFRS 第 9 号「金融商品」－ 非金融資産の為替リスクの公正価値ヘッジ

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2019 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、非金融資産の為替リスクの公正価値ヘッジに関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、自己使用目的で保有している非金融資産の為替リスクの公正価値ヘッジに関する IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の適用方法に関する 2 つの要望書を受け取った。

3. IFRS 第 9 号では、ヘッジ対象の指定に関して、リスク要素が独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である場合には、ある項目のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうちその特定のリスクに起因する部分のみを指定することができるとしているが（IFRS 第 9 号 6.3.7 項）、以下の 2 つの事例においてこの規定を適用できるかどうかを質問している。

【事例 1】有形固定資産

- 有形固定資産（例えば、航空機、船舶及び重機械等）の購入及び売却が特定の通貨（本例では、米ドル）で取引されている。
- 企業 A の機能通貨は、米ドル以外の通貨であり、当該資産を事業の用に供している。企業 A は、当該資産について、IAS 第 16 号「有形固定資産」を適用し、取得原価で測定している。
- 当該有形固定資産は、(a)途中で売却する場合、又は(b)減損し、帳簿価額が処分コスト控除後の公正価値まで減額される場合、純損益に影響を及ぼし得る。
- 企業 A は、公正価値ヘッジのヘッジ対象として当該有形固定資産の為替リスク要素を指定できるかどうかを検討している。ヘッジ手段は、米ドル建負債（例えば、借入金又はリース負債）である。なお、当該負債は、当該有形固定資産

の購入とは無関係である。

【事例 2】コモディティー棚卸資産

- 企業 B の機能通貨は、米ドル以外の通貨であり、米ドルで確立された市場で購入したコモディティー棚卸資産（本例では、銅）を保有している。
- 企業 B は、銅を自己の製品の製造過程において消費しており、その最終製品は、企業 B の機能通貨で販売される。
- 企業 B の機能通貨では確立された銅の市場は存在せず、企業 B が唯一アクセスできる銅市場は、米ドルで売買されている市場である。企業 B は、銅在庫を販売することは予定していないが、仮に販売することを決定した場合には、その公正価値の変動は純損益に影響を及ぼし得る。
- 企業 B は、銅在庫を消費するまでの期間において、為替リスク要素を公正価値ヘッジのヘッジ対象として指定できるかどうかを検討している。企業 B は、米ドルを支払い、機能通貨を受け取る先渡契約をヘッジ手段として指定する。

III. 2019 年 6 月の IFRS-IC 会議における議論

アウトリーチ活動の結果

4. アウトリーチでは 11 通の回答が得られたが、すべての回答において要望書に記載された事例は一般的ではないとされていた。

5. しかし、IFRS 第 16 号「リース」の適用により、今後問題が顕在化するのではないかとの意見や、航空業界において事例 1 のようなヘッジ指定を検討しているようであるとの意見も聞かれた。

IASB スタッフの分析

6. IASB スタッフは、要望書の事例はまだ一般的ではないものの、今後問題が顕在化する可能性や、IFRS 第 9 号に対する共通の理解を深めるために、特定の事例ではなく、より一般的な非金融資産の為替リスクに対する IFRS 第 9 号の要求事項について検討することが有用であると提案している。

7. IASB スタッフは分析にあたって、以下の 3 つの観点から検討している。

   (1) 為替リスク・エクスポージャーは存在するか。

(2) 仮に為替リスク・エクスポージャーが存在する場合、それらは独立に識別可能で信頼性をもって測定可能か。

(3) リスク管理活動と整合するか。

（為替リスク・エクスポージャーは存在するか）

8. IFRS 第 9 号 6.5.2(a)において、公正価値ヘッジとは、認識されている資産若しくは負債又は未認識の確定約定（あるいはそうした項目の構成要素）の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するエクスポージャーのヘッジであると定められている（下線は ASBJ 事務局による）。

9. したがって、公正価値ヘッジの文脈において、外国通貨における公正価値の変動がない場合であっても、為替レートの変動に起因して換算後の公正価値を変動させ純損益に影響を与える可能性がある場合には、為替リスク・エクスポージャーが存在するということになる。

10. ここで IFRS 第 9 号は、公正価値の変動は純損益に影響を与えることが予想されること(expect)は要求しておらず、損益に影響を及ぼす可能性がある(*could* affect)ことを要求しているのみである。IFRS 第 9 号 B6.5.1 項において、公正価値ヘッジの一例として固定金利の負債性金融商品の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジが挙げられていることがその証拠である。契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とした事業モデルの企業は、このような負債性金融商品を売却することを意図しておらず、その公正価値の変動が純損益に影響することは予想されないが、公正価値ヘッジの対象となるということである。

11. したがって、自己使用目的で保有する非金融資産についても同様に、為替リスクが純損益に影響を及ぼす可能性があるのであれば、為替リスクのエクスポージャーが公正価値を変動させる可能性があるといえる。

（為替リスク・エクスポージャーは独立に識別可能で信頼性をもって測定可能か）

12. IFRS 第 9 号 6.3.7 項では、特定のリスク要素が独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である場合には、当該リスク要素をヘッジ対象として指定することができるとされている。

13. これは、もともと IAS 第 39 号 82 項では、非金融商品については為替リスク以外の特定のリスク要素は分離して測定することは困難であるとの理由で、その指定が認められていなかったところ、IFRS 第 9 号においては、前項の要件を満たせば為替リスク以外のリスク要素についてもヘッジ指定が可能となったものである。

14. また IFRS 第 9 号 BC6.176 項の記載から、為替リスクについては引き続き状況によっては独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能であると考えられる。特に、外国通貨で公正価値が測定され、企業の機能通貨に換算される場合には、為替レートの変動の影響はこれらの要件を満たすと考えられる。

（リスク管理活動と整合するか）

15. IFRS 第 9 号 6.4.1 項(b)は、ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する企業のリスク管理目的及び戦略の公式な指定と文書化があることを要求している。したがって、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の適用にあたっては、企業はエクスポージャーを管理するための企業のリスク管理目的及び戦略と整合する場合のみヘッジ会計を適用できると考えられる。

16. 企業が、非金融資産を売却するのではなく自己使用する目的で保有している限り、売却や減損によって非金融資産の公正価値の変動が顕在化することは企業のメイン・シナリオではないため、その重要性は限定的であると考えられる。企業はそのようなリスク・エクスポージャーを実際に管理したりヘッジしたりすることは考えにくく、そうであれば、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の適用はできない。

17. ただし、IASB スタッフは、例えば以下のような非常に限定的な状況では、企業は自己使用目的の非金融資産の公正価値の変動を管理しヘッジしていることが考えられ、その場合には、他のヘッジ会計の要件を満たすことを前提に、ヘッジ会計の適用は可能だと考えている。

(1) 非金融資産が、外国通貨のみで価格がつき、公正価値が測定されている。

(2) 企業は当該非金融資産を、経済的耐用年数の途中で売却する実務を確立している。

(3) 売却見込み時点での当該資産の残価に重要性がある。

(4) 企業は、当該資産の残価のみの為替リスク・エクスポージャーを管理している。

（IASB スタッフ見解のまとめ）

18. IASB スタッフは、自己使用目的で保有する非金融商品に関して、為替リスク・エクスポージャーは存在し、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能だと考えているが、ヘッジ会計を適用できるのは、リスク・エクスポージャーに対する企業のリスク管理目的及びリスク管理戦略と整合する場合に限ると考えている。

IFRS-IC 会議での議論の結果（アジェンダ決定案の概要）

19. 本論点については、スタッフの提案に賛成する意見が多く聞かれた。一部の委員から、

IAS 第 39 号のガイダンスとの整合性に関する質問や、アジェンダ決定案の表現の削除や明確化を求める意見が聞かれた。

20. 議論の結果、IASB スタッフが提案したアジェンダ決定案の文言を一部修正した上で、本論点については、自己使用目的で保有している非金融資産の為替リスクについて、公正価値ヘッジ関係においてヘッジ対象として指定できるかどうかを企業が結論を出すための十分な基礎を IFRS 第 9 号が提供していることから、基準設定アジェンダとして取り上げないこととする旨のアジェンダ決定案が公表されている（なお、公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 1 に記載している）。

今後の予定

21. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について、2019 年 8 月 20 日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以　上

別紙1　2019年6月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

非金融資産の為替リスクの公正価値ヘッジ（IFRS第9号「金融商品」） ― アジェンダ・ペーパー4

委員会は、IFRS第9号を適用した公正価値ヘッジ会計に関して2件の要望を受けた。要望は両方とも、為替リスクは、企業が消費目的で保有する非金融資産について公正価値ヘッジ会計関係においてヘッジ対象として指定できる、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能なリスク要素なのかどうかを質問していた。

IFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項

ヘッジ会計の目的は、財務諸表において、純損益（又はその他の包括利益）に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を使用する企業のリスク管理活動の影響を表現することである（IFRS第9号の6.1.1項）。

IFRS第9号に定められている適格要件のすべてが満たされる場合には、企業はヘッジ手段とヘッジ対象との間のヘッジ関係を指定することができる。ヘッジ関係の種類の1つが公正価値ヘッジであり、そこでは、企業は、特定のリスクに起因し純損益に影響を与える可能性のあるヘッジ対象の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジする。

企業は、ある項目の全体、又はある項目の構成要素をヘッジ対象として指定することができる。リスク要素は、特定の市場構造の状況における評価に基づいて、当該リスク要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能である場合には、ヘッジ対象として指定することができる。

要望を検討するにあたり、委員会は次のことを評価した。

企業は、消費目的で保有する非金融資産について、純損益に影響を与える可能性のある為替リスクに対するエクスポージャーを有することがあり得るか

IFRS第9号の6.5.2項(a)は、公正価値ヘッジを「認識されている資産若しくは負債又は未認識の確定約定（あるいはそうした項目の構成要素）の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、純損益に影響を与える可能性があるものに対するエクスポージャーのヘッジ」と記述している。

したがって、公正価値ヘッジの文脈において、為替リスクは、為替レートの変動が純損益に影響を与える可能性のある基礎となる項目の公正価値の変動を生じさせる場合に生じる。

具体的な事実及び状況に応じて、非金融資産は、国際的なレベルで1つの特定の通貨のみで価格が付けられている（また、公正価値が決定される）場合があり、当該通貨が企業の機能通貨ではないことがある。ある非金融資産の公正価値が外貨で決定される場合には、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」を適用すると、純損益に影響を与える可能性のある公正価値の測定値は、企業の機能通貨に換算された公正価値（換算後の公正価値）である。そうした非金融資産の換算後の公正価値は、たとえ公正価値（外貨で決定される）が一定のままであったとしても、所与の期間において適用される為替レートの変動の結果として変動することになる。したがって、委員会は、このような状況では、企業は為替リスクに晒されていると考えた。

IFRS第9号は、公正価値の変動が純損益に影響を与えると見込まれることを要求しておらず、当該変動が純損益に影響を与える可能性があることを要求している。委員会は、消費目的で保有する非金融資産の公正価値の変動は、例えば、企業が当該資産を耐用年数の終了前に売却するとした場合には、純損益に影響を与える可能性があると考えた。

したがって、委員会は、具体的な事実及び状況に応じて、消費目的で保有する非金融資産について純損益に影響を与える可能性のある為替リスクに対するエクスポージャーを企業が有している可能性があると結論を下した。これは、国際的なレベルで、非金融資産の公正価値が1つの特定の通貨でのみ決定され、当該通貨が企業の機能通貨ではない場合には、当てはまることになる。

企業が非金融資産に係る為替リスクに対するエクスポージャーを有している場合、それは独立に識別可能で信頼性をもって測定可能なリスク要素か

IFRS第9号の6.3.7項は、「特定の市場構造の状況における評価に基づいて、リスク要素が独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である」場合には、企業がある項目のリスク要素をヘッジ対象として指定することを認めている。

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の第82項は、非金融商品項目をヘッジ対象として指定することを、為替リスク、又はすべてのリスクの全体のいずれかについてのみ認めている。「為替リスク以外の具体的なリスクに起因するキャッシュ･フロー又は公正価値の変動の適切な部分を取り出して測定することが困難」という理由からである。IFRS第9号のBC6.176項は、IFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項を開発した際に、審議会は、為替リスクが独立に識別可能で信頼性をもって測定可能である状況があるという見解を変更しなかったことを示唆している。同項は、審議会は「アウトリーチ活動から、企業が非金融商品項目のリスク要素（為替リスクだけでなく）の多くを十分な信頼性をもって識別し測定することができることを知った」と述べている。

したがって、委員会は、為替リスクは非金融資産の独立に識別可能で信頼性をもって測定可能なリスク要素となり得ると結論を下した。これが当てはまるかどうかは、特定の市

場構造の状況における特定の事実及び状況の評価に依存することとなる。

委員会は、次のような場合には、為替リスクは独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であると考えた。それは、ヘッジしようとするリスクが、特定の市場構造の状況において、国際的に1つの特定の通貨でのみ決定され当該通貨が企業の機能通貨ではない公正価値の、企業の機能通貨への換算から生じる公正価値の変動に関するものである場合である。しかし、委員会は、市場取引が一般的に特定の通貨で決済されるという事実は、これが非金融資産の価格が決定される通貨である（したがって、公正価値が決定される通貨である）ことを必ずしも意味しないことに留意した。

消費目的で保有する非金融資産に係る為替リスクの指定は、企業のリスク管理活動と整合し得るか

IFRS第9号の6.4.1項(b)は、ヘッジ関係の開始時に、「ヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する企業のリスク管理目的及び戦略の公式な指定と文書化があること」を要求している。このため、委員会は、IFRS第9号を適用する際に、企業がヘッジ会計を適用できるのは、エクスポージャーの管理に関する企業のリスク管理目的及び戦略と整合的である場合のみであると考えた。したがって、企業は、財政状態計算書において異なる方法で測定されるが同種のリスクの対象となっている項目を識別しているという根拠のみでは、ヘッジ会計を適用することはできない。

企業が非金融資産を（売却するのではなく）消費することを意図している範囲では、委員会は、当該非金融資産の公正価値の変動は、企業にとっての重大さが限定的でしかない可能性があると考えた。そのような場合には、企業は当該非金融資産に係るリスク・エクスポージャーの管理やヘッジを行っていない可能性があり、その場合には、ヘッジ会計を適用することはできない。

その他の考慮事項

企業は、具体的な状況において公正価値ヘッジ会計を適用できるかどうかを決定するにあたり、IFRS第9号における他のすべての適用のある要求事項を適用する。これには、ヘッジ手段の指定及びヘッジ有効性に関する要求事項が含まれる。例えば、企業は、ヘッジ会計の指定が、ヘッジ対象とヘッジ手段との間での、大きさ、減価償却・償却パターン及び予想売却日・満期日の相違にどのように対処するのかを考慮することになる。

企業がヘッジ会計を適用することを選択するリスク・エクスポージャーについて、企業は、ヘッジ会計に関するIFRS第7号「金融商品：開示」で要求している開示も行う。委員会は、特に、IFRS第7号の第22A項から第22C項が、企業のリスク管理戦略及びそれがリスクの管理にどのように適用されているのかに関する情報の開示を要求していることに留意した。

委員会は、IFRS第9号の要求事項が、為替リスクは、企業が消費目的で保有する非金融資産について公正価値ヘッジ会計関係においてヘッジ対象として指定できる、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能なリスク要素なのかどうかを企業が判定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを［決定した］。

以　上

別紙2　関連するIFRS基準の規定

IFRS第9号「金融商品」

第6章　ヘッジ会計

6.1　ヘッジ会計の目的及び範囲

6.1.1　ヘッジ会計の目的は、財務諸表において、企業のリスク管理活動の影響を表現することである。その活動とは、純損益（又は、5.7.5項に従って公正価値変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品に対する投資の場合には、その他の包括利益）に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる活動である。このアプローチは、ヘッジ会計が適用されるヘッジ手段の目的と効果を理解できるようにするために、その背景を伝えることを目的とするものである。

6.3　ヘッジ対象

ヘッジ対象の指定

6.3.7　企業は、ある項目の全体又はある項目の構成要素をヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定することができる。項目の全体は、ある項目のキャッシュ・フロー又は公正価値のすべての変動で構成される。構成要素は、ある項目の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動性の全体よりも小さい部分で構成される。その場合、企業は、次の種類の構成要素（組合せを含む）のみをヘッジ対象として指定することができる。

(a) ある項目のキャッシュ･フロー又は公正価値の変動のうち特定のリスク（リスク要素）に起因する部分のみ。これは、特定の市場構造の状況における評価に基づいて、リスク要素が独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である場合に限る（B6.3.8項からB6.3.15項参照）。リスク要素には、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち特定の価格その他の変数を上回る部分又は下回る部分のみ（片側リスク）の指定も含まれる。

BC6.176　IASBは、アウトリーチ活動から、企業が非金融商品項目のリスク要素（為

替リスクだけでなく）の多くを十分な信頼性をもって識別し測定することができることを知った。適切なリスク要素（契約上明示されていない場合）は、そのリスクに関する特定の市場構造の文脈でのみ決定できる。したがって、適切なリスク要素の決定には、関連する事実及び状況の評価（すなわち、関連する市場の入念な分析及び知識）が必要となる。IASBは、その結果として、非金融商品項目の適格なリスク要素を決定するための「明確な境界線」はないことに留意した。

6.4　ヘッジ会計の適格要件

6.4.1　ヘッジ関係は、次の要件をすべて満たす場合にのみ、ヘッジ会計に適格となる。

(a) ヘッジ関係が、適格なヘッジ手段及び適格なヘッジ対象のみで構成されていること。

(b) ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する企業のリスク管理目的及び戦略の公式な指定と文書化があること。その文書化は、次の事項を特定していなければならない。その事項とは、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを企業が判定する方法（ヘッジ非有効部分の発生原因の分析及びヘッジ比率の決定方法を含む）である。

6.5　適格なヘッジ関係の会計処理

6.5.2　ヘッジ関係には3つの種類がある。

(a) 公正価値ヘッジ：　認識されている資産若しくは負債又は未認識の確定約定（あるいはそうした項目の構成要素）の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、純損益に影響する可能性があるものに対するエクスポージャーのヘッジ

以　上